

令和2年5月25日

お客様各位

一般財団法人北海道建築指導センター

新型コロナウイルス感染拡大に伴う住宅相談業務の対応について

日頃より当センターをご利用いただきまして、誠にありがとうございます。

新型コロナウイルス感染予防対策として発令された国の「緊急事態宣言」が解除されることとなりましたが、予防対策については、引き続き行う必要があることから、当センターの住宅相談業務については、下記のとおり期間を再度延長して対応させていただくことになりましたのでお知らせいたします。

お客様にご不便をおかけすることとなり、誠に恐縮ではございますが、ご理解とご協力のほど、何卒よろしくお願いいたします。

1. 住宅相談事業（一般相談）

感染リスクを低減させるため、電話相談のみの取り扱いとさせていただきます。

なお、相談時間（10：00～16：00）に変更はありません。

2. 住宅相談（法律相談）

毎月第2、第4火曜日に行っている法律相談についても、一般相談と同じく電話相談のみの取り扱いとさせていただきます。

3. 対応期間

令和2年4月15日（水）から6月30日（火）まで